

平成8年度 八王子市立第十小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

八王子市が平成29年4月1日から施行した「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、いじめられた児童の支援等、迅速かつ適切ないじめへの対応を行う。校内指導体制については、校長のリーダーシップのもと、生活指導部が中心となって行う。また、いじめの状況や対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図っていく。

2 主な取組

(1) 未然防止のために

① 自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにする。

(ア) 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(イ) 学級経営・専科経営を見直し、それぞれの児童の学級での役割を明確にし、人のために働くことの大切さについて味わわせ、感謝される経験を多くする。

(ウ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(エ) 学校行事を通して、高学年児童に役割を与えて参画意欲を養い、集団のために働く喜びを味わわせる経験をさせる。

(オ) 多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわり、よい言動について言語化して価値付けをしていくことで、自己及び友達の行いについての評価基準をもたせていく。

(カ) 教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

② コミュニケーション能力を高める特別活動や体験を重視した教育活動を推進する。

(ア) たて割り班活動を行い、相手意識を育てるとともに、自分の思いや考えを相手に分かるように伝える機会を多くもつようにさせる。

(イ) 生活科や総合的な学習の時間に調べたものを学級にとどまらず、学年内や異学年に発表する機会をもち、相手の立場や気持ちを考え、相手に分かるように話したり伝えたりすることを実際に体験させていく。

(ウ) 全教育活動を通じて、望ましい人間関係の育成や人権尊重の意識を高める指導を計画的に行う。

③ 道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養っていく。

④ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

⑤ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取

組を推進する。

- ⑥ いじめ防止等の対策の取組状況を把握するために、取組状況チェックリストを作成して、全教職員で現状を共有する。
- ⑦ 年度の開始時に、保護者、地域、関係機関等へいじめ防止基本方針の内容を周知する。

(2) 早期発見のための措置

- ① 生活ノート、子ども見守りシート、休み時間や昼休み、放課後の児童の観察を通して、気になる様子に目を配る。
- ② 複数の教員の目による発見
 - (ア) 多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
 - (イ) 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりして、いじめの兆候がないか常に目配りをする。
 - (ウ) 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行う。毎週木曜日の生活指導夕会で報告し、情報の共有を図る。
- ③ アンケート調査（ふれあい月間など年3回程度）
 - (ア) いじめも含めた「悩みごとアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
 - (イ) アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などについてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
 - (ウ) 年度初めから児童を見守り、学級での人間関係が固定化してくる時期や長期休暇明けなどの人間関係に変化が訪れる時期、次年度に向けて編制替え等に不安を感じる頃である6月・11月・2月に実施する。
- ④ 教育相談を通しての把握
 - (ア) 学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておく。5年生については、1学期中に全員に面談を実施する。
 - (イ) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得るため、校内委員会を中心に教職員で情報共有を図りながら、組織的に対応できる体制を整備する。
- ⑤ 教員研修の実施（各学期）

毎学期の服務研修会や職員会議の場で研修を行い、いじめを見逃さない人権感覚を養っていく。

(3) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ問題について、「学校いじめ対策委員会」を設置し、年間の活動計画を基に児童の情報を共有し組織的に対応する。また、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。（毎月1回程度+子ども見守りシートが提出された時等、必要に応じて臨時にも行う）

【構成メンバー】

学校いじめ対策委員長・校長・副校長・生活指導主任・養護教諭（保健主任）・学年主任
スクールカウンセラー・教育相談担当教諭・特別支援コーディネーター
+ 対応が必要な学年学級の担任

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 管理職の指示のもと、いじめ対策委員会を中心にして、組織的に対応する。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。当事者のみならず周囲の子どもからも詳しく情報を得て、事実確認を行う。事実確認に対しては、複数の教職員で対応する。
- (3) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。常時、教職員の目が届く体制を整備する。

「子どもに対して」

- ① 事実確認とともにつらい今の気持ちを教職員が受け入れ、共感を示すことで心の安定を図る。
- ② 『最後まで守り抜くこと』『秘密を守ること』を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ④ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

「保護者に対して」

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ⑤ 家庭で子どもの変化に注意して、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- (4) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

「子どもに対して」

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

「保護者に対して」

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 子どもの変容を図るために、SC・SSW・子ども家庭支援センター・児童相談所等との連携の下、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

「まわりの子どもに対して」

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
 - ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導していく。
 - ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- (5) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
 - (6) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (4) 外部との連絡窓口を副校長に一本化し、誤った情報が独り歩きをしないように配慮する。

必要に応じて臨時保護者会を開き、学校の対応についてしっかり知らせるとともに、家庭教育で行うべきことについても伝えていく。